

治水経済調査マニュアル（案）

各種資産評価単価及びデフレーター

令和8年8月改正

国土交通省

水管理・国土保全局河川計画課

目 次

第 1 表	都道府県別家屋 1m ² 当たり評価額	- 1 -
第 2 表	1 世帯当たり家庭用品評価額	- 3 -
第 3 表	産業分類別事業所従業者 1 人当たり償却資産評価額及び在庫資産評価額..	- 4 -
第 4 表	農漁家 1 戸当たり償却資産評価額及び在庫資産評価額.....	- 8 -
第 5 表	都道府県別水稻 10 アール当たり平年収量.....	- 9 -
第 6 表	農作物価格	- 10 -
第 7 表	産業分類別事業所従業者 1 人当たり付加価値額.....	- 11 -
第 8 表	1 日当たり一般世帯清掃労働対価評価額	- 12 -
第 9 表	明治以降の国土交通省所管土木工事費指数.....	- 13 -
第 10 表	治水工事費指数.....	- 15 -
第 11 表	治水事業費指数.....	- 18 -
第 12 表	総合物価指数（水害被害額デフレーター）	- 21 -

第 1 表 都道府県別家屋 1m² 当たり評価額

(千円／m²)

都道府県名	令和6年 評価額	都道府県名	令和6年 評価額
北海道	305.9	滋 賀	310.5
青 森	257.3	京 都	296.8
岩 手	256.3	大 阪	316.5
宮 城	262.8	兵 庫	293.0
秋 田	260.6	奈 良	258.4
山 形	263.6	和歌山	242.3
福 島	283.3	鳥 取	244.5
茨 城	261.8	島 根	346.0
栃 木	279.8	岡 山	259.7
群 馬	263.8	広 島	285.5
埼 玉	266.9	山 口	305.2
千 葉	291.7	徳 島	254.8
東 京	406.0	香 川	289.4
神奈川	332.2	愛 媛	247.5
新 潟	268.3	高 知	292.5
富 山	283.3	福 岡	254.9
石 川	302.8	佐 賀	270.5
福 井	273.6	長 崎	254.0
山 梨	326.1	熊 本	262.1
長 野	309.8	大 分	275.2
岐 阜	281.0	宮 崎	257.9
静 岡	271.5	鹿児島	263.0
愛 知	266.9	沖 縄	327.3
三 重	259.4		

〈備考〉

1. 令和6年の評価額は、都道府県別に次の方法で求めた木造建物評価額と非木造建物評価額とを、当該都道府県の木造建物総延床面積と非木造建物総延床面積の構成比で加重平均して算定する。

$$\begin{aligned} \text{当該都道府県建物評価額} = & (\text{木造建物評価額} \times \text{木造建物総延床面積} + \\ & \text{非木造建物評価額} \times \text{非木造建物総延床面積}) \\ & / (\text{木造建物総延床面積} + \text{非木造建物総延床面積}) \end{aligned}$$

$$\text{木造（非木造）建物評価額} = \text{木造（非木造）建物} \text{m}^2 \text{あたり建築費単価} \times \text{補正係数}$$

注)

- 1) 木造（非木造）建物 m^2 あたり建築費単価は、「令和6年建築動態統計調査」（国土交通省）による。
- 2) 補正係数は、同統計調査における建築工事費調査（※旧 補正調査）による単価補正率を、過去5ヵ年について平均したものである。
- 3) 木造（非木造）建物総延床面積は、「令和6年度固定資産の価格等の概要調書（家屋）」（総務省）による。

第2表 1世帯当たり家庭用品評価額

(千円／世帯)

種別	令和6年 評価額
自動車以外の 家庭用品	9,636
自動車	3,288

〈備考〉

1. 自動車以外※) の評価額は、「損保ジャパン ホームページで公開されている【家財保険見積もりサイト】」及び「令和2年 国勢調査」(総務省) をもとに算定する。
 - 1) 「損保ジャパン 家財保険見積もりサイト」(同上) 中の「家財の簡易評価額・保険料シミュレーション」から、世帯構成及び世帯主の年齢ごとの評価単価を設定する。
 - 2) 「令和2年 国勢調査」(同上) 結果から、前述の世帯種別ごとの全体に対する割合を求め、加重平均により1世帯当たり家庭用品評価額を算定する。
2. 自動車の評価額は、「初度登録年別自動車保有車両数」及び「自動車保険車両標準価格表」等をもとに算定する。
 - 1) 「初度登録年別自動車保有車両数」((一財)自動車検査登録情報協会 令和6年3月末) より、車種別の保有台数を求める。
 - 2) 「自動車保険車両標準価格表」(損保ジャパン 令和5年7月1日～12月31日) から車種別の平均価格を求め、保有台数で加重平均して、1台当たりの平均価格を求める。
 - 3) 「令和6年 消費動向調査」(内閣府) より、世帯当たりの平均保有台数を求め、1台当たりの平均価格に乗じて、1世帯当たりの平均価格とする。

※) 家具や家電製品等の生活用の動産を含み、宝石類、美術品等は含まない。

注)

- 1) 「国勢調査」は5年ごと、「消費動向調査」は毎年の実施であるため、その時点での最新の調査結果を使用する。「国勢調査」は令和2年、「消費動向調査」(内閣府) は令和6年を使用した。
- 2) 「初度登録年別自動車保有車両数」は、毎年更新される。「自動車保険車両標準価格表」については、利用可能な最新のものとして令和5年を使用した。

第3表 産業分類別事業所従業者1人当たり

償却資産評価額及び在庫資産評価額

(千円/人)

産 業 分 類			償 却 資 産	在 庫 資 産
大分類 符 号	中分類 符 号	産 業 名	令和6年 評価額	令和6年 評価額
C		鉱業、採石業、砂利採取業	20,175	3,561
D		建設業	1,829	2,965
E		製造業	6,193	6,258
	9	食料品製造業	3,942	2,014
	10	飲料・たばこ・飼料製造業	13,217	7,905
	11	繊維工業	3,622	2,731
	12	木材・木製品製造業（家具を除く）	5,863	5,241
	13	家具・装備品製造業	4,301	3,755
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業	12,058	4,447
	15	印刷・同関連業	3,938	1,105
	16	化学工業	12,159	14,230
	17	石油製品・石炭製品製造業	43,526	76,422
	18	プラスチック製品製造業	5,181	3,037
	19	ゴム製品製造業	4,855	2,704
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業	2,697	2,826
	21	窯業・土石製品製造業	8,592	6,216
	22	鉄鋼業	15,412	18,883
	23	非鉄金属製造業	9,623	13,644
	24	金属製品製造業	5,118	3,650
	25	はん用機械器具製造業	5,373	6,309
	26	生産用機械器具製造業	5,177	8,752
	27	業務用機械器具製造業	3,902	6,266
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	7,288	6,798

(千円/人)

産 業 分 類			償 却 資 産	在 庫 資 産
大分類 符 号	中分類 符 号	産 業 名	令和 6 年 評価額	令和 6 年 評価額
F G H I J K L M N O P Q R S	29	電気機械器具製造業	4,391	7,156
	30	情報通信機械器具製造業	3,163	9,705
	31	輸送用機械器具製造業	5,376	4,733
	32	その他の製造業	4,114	4,892
		電気・ガス・熱供給・水道業	143,692	6,410
		情報通信業	5,391	1,487
		運輸業、郵便業	8,050	2,042
		卸売業、小売業	2,500	2,287
	50～55	卸売業	2,948	2,315
	56	各種商品小売業	2,262	2,414
	57	織物・衣服・身の回り品小売業	2,262	2,487
	58	飲食料品小売業	2,262	457
	59	機械器具小売業	2,262	3,532
	60	その他の小売業	2,262	2,095
	61	無店舗小売業	2,262	1,309
		金融業、保険業	1,254	348
		不動産業、物品賃貸業	23,576	13,181
		学術研究、専門・技術サービス業	1,913	534
		宿泊業、飲食サービス業	1,570	172
		生活関連サービス業、娯楽業	3,451	251
		教育、学習支援業	964	63
		医療、福祉	1,125	398
		複合サービス業	1,254	348
		サービス業	1,254	348
		公務	1,254	348

〈備考〉

1. 償却資産の評価額は、以下の方法により算出する。

(1) 製造業

- ① 「令和6年経済構造実態調査」(経済産業省) から産業細分類別に従業者30人以上の事業所の有形固定資産額を求め、同従業者で除して令和5年の従業者1人当たり償却資産評価額を算出する。
- ② 令和6年の推計値の算定方法は、次のとおりである。
 - a. 令和5年の年末有形固定資産額は、「令和6年経済構造実態調査」における業種毎の当該の値を使用する。
 - b. 令和6年の従業者数は、「労働力調査」(総務省 令和8年1月結果表) の就業者数と「令和6年経済構造実態調査」の従業者数から推計して算出する。
 - c. a、b から令和6年の製造業合計の従業者1人当たり有形固定資産額を求め、伸び率を算出する。
 - d. ①により得た値に当該伸び率を乗じ、さらに土地及び建物を除くための除去率を乗じて算出する。

(2) 製造業以外

- ① 「令和6年度 法人企業統計調査」(財務省) における産業大分類別の有形固定資産額(土地を除く) を同産業別の従業者数(=役員数+従業員数) で除して令和6年の従業者1人当たり償却資産評価額を算定する。
- ② ①により得た値に建物を除くための除去率を乗じて算出する。
- ③ 金融・保険業、複合サービス事業及び公務の値は、サービス業の値と同一とする。

2. 在庫資産の評価額は、以下の方法により算出する。

(1) 製造業

- ① 「令和 6 年経済構造実態調査」(経済産業省) から産業細分類別に従業者 30 人以上の事業所の在庫資産額を求め、同従業者数で除して令和 5 年の従業者 1 人当たり在庫資産評価額を算出する。
- ② 令和 6 年の推計値の算定方法は、次のとおりである。
 - a. 従業者 30 人以上の在庫資産額を「令和 6 年経済構造実態調査」(経済産業省) から推計する。
 - b. a より求めた値を 1. (1)② b に準じて推計した従業者数で除して令和 6 年の製造業合計の従業者 1 人当たり在庫資産額を求め、伸び率を算出する。
 - c. ①により得た値に当該伸び率を乗じて算出する。

(2) 製造業以外（卸売・小売業を除く）

- ① 「令和 6 年度 法人企業統計調査」(財務省) における産業大分類別の棚卸資産額を同従業者数 (= 役員数 + 従業員数) で除して令和 6 年の従業者 1 人当たり在庫資産評価額を算出する。
- ② 金融・保険業、複合サービス事業及び公務の値は、サービス業の値と同一とする。

(3) 卸売・小売業

- ① 「令和 3 年経済センサス活動調査 卸売業・小売業に関する集計」(経済産業省) における産業小分類別の商品手持額を同業者数で除して令和 2 年時点の従業者 1 人当たりの在庫資産額を算出する。
- ② 令和 6 年の推計値の算定方法は、次のとおりである。
 - a. 令和 6 年の商品手持額 (民間企業設備投資から推計) を従業者数 (「労働力調査報告」の就業者数と「法人企業統計調査」の従業者数から推計) で除して、従業者 1 人当たり商品手持額を求め、伸び率を算出する。
 - b. ①により得た値に当該伸び率を乗じて算出する。

第 4 表 農漁家 1 戸当たり償却資産評価額及び

在庫資産評価額

(千円／戸)

	令和6年評価額
償却資産	2,929
在庫資産	1,066

〈備考〉

1. 農漁家 1 戸当たり償却・在庫資産の評価額は、次の方法で算出する。

令和 6 年末の償却資産評価額は、「令和 6 年 営農類型別経営統計」（農林水産省）における、農家の財産（自動車・農機具、植物・牛馬（肥育牛を除く。））を用いた。また、在庫資産評価額は、同統計の棚卸資産額を用いた。

第 5 表 都道府県別水稻 10 アール当たり平年収量

(単位：k g)

都道府県名	令和 6 年評価	都道府県名	令和 6 年評価
北海道	544	滋賀	483
青森	578	京都	492
岩手	517	大阪	478
宮城	516	兵庫	478
秋田	542	奈良	500
山形	570	和歌山	491
福島	534	鳥取	495
茨城	506	島根	484
栃木	515	岡山	499
群馬	482	広島	508
埼玉	479	山口	481
千葉	533	徳島	462
東京	404	香川	479
神奈川	475	愛媛	482
新潟	524	高知	445
富山	519	福岡	452
石川	498	佐賀	487
福井	483	長崎	465
山梨	516	熊本	479
長野	599	大分	454
岐阜	475	宮崎	482
静岡	499	鹿児島	470
愛知	484	沖縄	305
三重	478		

〈備考〉

農林水産省統計資料（「令和 6 年産水陸稲収穫量」）として、「1 産水稻の作付面積及び収穫量」に実績の値が公表されているため、その値を使用する。

第 6 表 農作物価格

(千円/トン)

農作物名		令和 6 年 評価額
米		238
麦		53
豆	大豆	117
	小豆	404
	落花生	530
い も	甘藷	214
	馬鈴薯	105
果 菜	きゅうり	341
	なす	357
	トマト	432
	かぼちゃ	203
	すいか	239
	いちご	1,350
	ピーマン	486
	メロン	760
葉 茎 菜	白菜	68
	キャベツ	93
	レタス	148
	ほうれん草	486
	ねぎ	342
	たまねぎ	142

農作物名		令和 6 年 評価額
野豆	さやえんどう	1,424
菜科	さやいんげん	935
根 菜	大根	91
	人参	141
	ごぼう	206
	里芋	383
果 実	りんご	404
	みかん	302
	夏みかん	121
	なし	447
	かき	365
	ぶどう	1,391
	もも	676
工 芸 農 作 物	茶	592
	てんさい	14
	こんにゃく	81
	葉たばこ	2,139
花 卉	蘭草	662
	菊	68
	バラ	91
	カーネーション	56

〈備考〉

1. 令和 6 年の値は、「令和 6 年 農業物価指数」（農林水産省）による。
2. 花卉（菊、バラ、カーネーション）の単価は、千円／千本である。

第 7 表 産業分類別事業所従業者 1 人当たり付加価値額

(円/人)

産 業 分 類		
大分類 符 号	産 業 名	令和 6 年 評価額
C	鉱業、採石業、砂利採取業	77,817
D	建設業	29,776
E	製造業	39,046
F	電気・ガス・熱供給・水道業	130,142
G	情報通信業	45,833
H	運輸業、郵便業	30,321
I	卸売業、小売業	32,420
J	金融業、保険業	22,876
K	不動産業、物品賃貸業	53,573
L	学術研究、専門・技術サービス業	41,458
M	宿泊業、飲食サービス業	25,556
N	生活関連サービス業、娯楽業	25,328
O	教育、学習支援業	20,551
P	医療、福祉	21,119
Q	複合サービス業	22,067
R	サービス業	24,489
S	公務	24,489

注) 産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）による。

〈備考〉

1. 令和 6 年評価額は、以下の方法により算出する。

- ① 「令和 6 年度 法人企業統計調査」（財務省）から産業分類別の従業者 1 人当たり付加価値額（年間）を求める。
- ② 「令和 6 年 毎月勤労統計調査」（厚生労働省）から産業分類別の年間労働日数を求める。
- ③ ①を②で除して従業者 1 人 1 日当たり付加価値額とする。

第 8 表 1 日当たり一般世帯清掃労働対価評価額

(円／日)

令和 6 年評価額
13,128

〈備考〉

1. 令和 6 年の評価額は、「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）の船内・沿岸荷役従業者（男）とビル・建物清掃員（男）の値をもとに以下の方法により算出する。
 - ① 所定内給与額を所定内実労働時間で除して、1 時間あたりの給与額を算出する。
 - ② ①の 1 時間あたりの給与額に 8 時間に乗じて、1 日あたりの給与額を算出する。
 - ③ 船内・沿岸荷役従業者（男）とビル・建物清掃員（男）の 1 日あたり給与額に対し、1:2 の重みをつけて加重平均を行い、令和 6 年評価額とする。

第 9 表 明治以降の国土交通省所管土木工事費指数

(昭和 9 ～ 1 1 年度 = 1 0 0)

年 度	治水事業	道路事業	土木総合	年 度	治水事業	道路事業	土木総合
明治 36	40.3	47.8	44.4	昭和 7	97.7	98.2	98.1
37	39.2	47.2	43.4	8	99.4	100.4	100.1
38	41.3	46.8	44.3	9	99.4	100.0	99.8
39	44.3	50.3	47.6	10	100.0	99.7	99.8
40	50.0	61.3	59.0	11	100.6	100.4	100.5
41	53.4	59.9	56.9	12	119.1	122.9	121.6
42	52.2	55.1	53.9	13	132.4	136.1	134.9
43	52.1	54.2	53.3	14	155.9	156.1	156.0
44	55.1	56.4	55.7	15	179.4	177.5	178.3
大正 1	58.3	59.4	59.8	16	199.4	193.1	195.4
2	58.4	61.6	60.1	17	206.9	200.5	203.3
3	58.1	56.3	57.2	18	238.5	230.9	234.1
4	55.8	60.2	57.9	19	326.9	316.4	321.0
5	58.5	72.1	65.4	20	1,219	1,009	1,078
6	71.7	100.3	86.9	21	2,479	2,011	2,180
7	97.0	125.3	111.2	22	5,860	5,118	5,563
8	141.5	140.4	140.9	23	1,630	11,700	11,660
9	188.6	190.3	189.5	24	6,120	18,940	17,670
10	156.7	157.0	156.9	25	18,570	22,730	20,320
11	168.0	167.2	167.5	26	23,960	26,880	25,130
12	168.5	166.3	167.1	27	26,900	29,590	27,850
13	160.2	161.8	161.3	28	29,160	31,810	30,110
14	152.7	152.8	152.8	29	29,610	31,810	30,340
昭和 1	147.4	148.5	148.2	30	29,380	31,070	29,660
2	140.9	140.8	140.8	31	32,100	34,030	32,600
3	139.7	139.9	139.9	32	33,910	36,000	34,410
4	135.5	134.6	134.8	33	33,680	34,520	33,730
5	109.9	108.8	108.0	34	35,040	36,250	34,870
6	99.1	98.2	98.4	35	37,070	38,470	36,900

(昭和9～11年度＝100)

年 度	治水事業	道路事業	土木総合	年 度	治水事業	道路事業	土木総合
昭和 36	41,590	42,660	40,980	平成 5	206,820	216,520	201,270
37	43,630	44,390	43,020	6	207,500	217,750	202,170
38	44,980	45,380	44,150	7	208,410	218,990	203,080
39	47,020	46,610	45,730	8	208,630	218,990	203,080
40	48,600	48,090	47,090	9	210,440	220,710	204,890
41	51,990	51,790	50,710	10	207,050	216,770	201,270
42	55,610	56,230	54,560	11	205,020	214,790	199,460
43	57,640	57,460	55,920	12	205,470	215,530	200,130
44	61,480	60,910	59,540	13	201,170	211,830	196,290
45	66,000	64,610	63,160	14	198,460	209,610	194,250
46	68,040	66,340	64,980	15	199,370	211,090	195,610
47	72,330	70,530	69,050	16	200,500	213,810	197,640
48	91,320	89,020	87,160	17	202,980	217,260	200,590
49	112,340	113,440	109,580	18	205,690	221,210	203,980
50	114,600	115,410	111,160	19	209,310	227,120	208,960
51	122,960	123,300	119,080	20	216,090	236,490	216,890
52	130,650	131,440	126,100	21	209,310	228,600	209,870
53	141,730	140,070	135,390	22	209,080	229,340	210,100
54	155,060	157,580	149,870	23	212,700	233,290	213,720
55	170,660	181,010	168,210	24	211,800	232,060	213,040
56	173,140	186,430	171,830	25	216,770	237,970	218,020
57	174,050	183,470	170,700	26	224,680	246,360	225,720
58	172,920	182,240	169,800	27	226,040	246,610	226,400
59	175,410	185,690	172,970	28	227,850	247,590	227,300
60	171,560	184,210	170,700	29	233,040	253,020	232,280
61	172,240	183,230	170,020	30	241,180	262,880	240,890
62	175,860	185,940	172,740	令和 元	247,060	269,290	246,550
63	180,380	190,130	176,590	2	247,060	268,310	246,320
平成 元	190,100	200,000	185,650	3	256,100	279,400	255,830
2	197,560	207,640	192,440	4	268,980	295,430	269,860
3	203,210	213,560	197,870	(暫) 5	278,250	304,060	278,010
4	206,370	216,520	200,810	(暫) 6	293,620	319,350	292,500

〈備考〉

1. 国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室 資料により算出する。
2. 令和5年度及び令和6年度は暫定値。

第 10 表 治水工事費指数

(令和2年度＝100)

年 度	国土交通省 所管 土木 総合（除く 災害復旧）					海 岸
		治水総合	河 川	河川総合 開 発	砂 防	
昭和 26	10.2	9.7	9.8	10.6	8.3	11.7
27	11.3	10.9	11.0	11.8	9.6	12.4
28	12.2	11.8	12.0	12.6	10.4	13.5
29	12.3	12.0	12.2	12.8	10.8	13.7
30	12.0	11.9	12.4	12.9	9.8	13.4
31	13.2	13.0	13.5	13.8	10.8	14.5
32	14.0	13.7	14.3	14.4	11.7	15.5
33	13.7	13.6	14.1	14.4	11.6	14.8
34	14.2	14.2	14.8	14.8	12.0	15.2
35	15.0	15.0	15.8	15.5	13.0	15.9
36	16.6	16.8	17.5	17.2	14.7	17.7
37	17.5	17.7	18.3	17.9	15.8	18.6
38	17.9	18.2	19.0	18.7	16.4	18.9
39	18.6	19.0	19.8	20.0	17.2	19.7
40	19.1	19.7	20.3	20.5	17.8	20.1
41	20.6	21.1	21.7	21.9	19.4	21.9
42	22.2	22.5	23.0	23.2	21.6	23.5
43	22.7	23.3	23.8	23.8	22.5	24.2
44	24.2	24.9	25.3	25.6	23.9	25.7
45	25.6	26.7	27.1	27.6	25.8	27.3
46	26.4	27.6	27.7	28.1	26.8	28.0
47	28.0	29.3	29.4	30.2	28.6	29.8
48	35.4	37.0	37.1	38.2	35.9	38.0
49	44.5	45.5	45.6	47.0	44.3	45.8
50	45.1	46.4	46.3	48.0	45.2	46.4
51	48.4	49.8	49.9	51.4	48.3	49.3
52	51.2	52.9	52.7	54.1	52.2	53.2
53	55.0	57.4	57.2	58.1	57.5	58.8
54	60.9	62.8	62.5	63.6	63.0	64.3
55	68.3	69.1	68.4	70.0	70.2	71.0
56	69.8	70.1	69.4	71.2	70.7	71.4
57	69.3	70.5	70.0	71.6	71.2	71.5
58	68.9	70.0	69.4	71.2	70.8	71.1
59	70.2	71.0	70.5	72.4	71.7	71.8

(令和2年度＝100)

年 度	国土交通省 所管 土木 総合（除く 災害復旧）					海 岸
		治水総合	河 川	河川総合 開 発	砂 防	
昭和 60	69.3	69.5	69.1	71.4	68.5	68.5
61	69.0	69.7	69.2	71.8	69.2	68.8
62	70.1	71.2	70.7	73.1	70.7	70.1
63	71.7	73.0	72.5	75.1	72.3	71.6
平成 元	75.4	77.0	76.6	79.4	75.7	75.0
2	78.1	80.0	79.6	82.6	78.5	77.8
3	80.3	82.3	81.9	84.9	80.7	80.2
4	81.5	83.6	83.2	86.1	81.8	81.5
5	81.7	83.8	83.4	86.2	82.0	81.7
6	82.1	84.0	83.7	86.5	82.4	82.9
7	82.5	84.4	84.2	86.9	82.8	83.2
8	82.5	84.5	84.2	86.9	83.0	83.1
9	83.2	85.2	84.8	87.7	83.8	83.8
10	81.7	83.8	83.3	86.3	82.5	82.4
11	81.0	83.0	82.6	85.4	81.9	81.4
12	81.3	83.2	82.8	85.5	82.1	81.5
13	79.7	81.5	81.1	83.4	80.3	80.1
14	78.9	80.4	80.1	82.1	79.1	79.0
15	79.4	80.7	80.6	82.2	79.5	79.5
16	80.3	81.2	81.4	82.4	79.9	80.2
17	81.4	82.2	82.3	83.0	80.8	81.1
18	82.8	83.3	83.4	84.2	81.7	82.0
19	84.8	84.8	85.1	85.7	83.0	83.8
20	88.1	87.5	88.1	88.1	85.3	86.4
21	85.2	84.8	85.0	85.1	83.4	84.6
22	85.3	84.7	85.0	85.0	83.4	84.7
23	86.8	86.1	86.4	86.2	84.6	85.8
24	86.5	85.8	86.1	85.7	84.6	85.4
25	88.5	87.8	88.1	87.6	86.8	87.7
26	91.7	91.0	91.2	91.0	90.4	91.4
27	91.9	91.5	91.6	91.4	91.5	92.0
28	92.3	92.3	92.2	92.2	92.2	92.4
29	94.3	94.4	94.4	94.1	94.4	94.7
30	97.8	97.7	97.8	97.2	97.6	98.0
令和 元	100.1	100.0	100.1	99.7	99.9	100.2
2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3	103.4	103.1	103.1	104.1	102.3	102.3
4	109.0	107.9	107.8	110.0	107.1	107.6
(暫) 5	112.5	111.9	111.3	114.4	112.1	112.4
(暫) 6	117.9	117.7	116.9	120.9	118.1	118.2

〈備考〉

1. 国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室 資料による。
2. 令和5年度及び令和6年度は暫定値。
3. 治水工事費は、治水工事費は、工事費、附帯工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、営繕費から構成されている。
4. 河川総合開発には、水資源機構分が含まれている。(昭和26年度から昭和37年度は直轄事業分のみ。)

第 11 表 治水事業費指数

(令和2年度 = 100)

年 度	治水総合	河 川	河川総合 開 発	砂 防	海 岸
昭和35	14.6	14.4	15.7	13.8	15.9
36	16.5	16.3	17.1	15.9	17.8
37	17.5	17.2	17.9	16.9	18.4
38	18.0	18.1	18.7	17.5	19.1
39	19.1	19.0	19.9	18.5	19.9
40	20.0	20.0	20.7	19.2	20.4
41	21.5	21.4	22.1	20.8	22.1
42	23.2	23.0	23.8	23.1	23.8
43	24.3	24.2	25.0	24.2	24.5
44	26.1	26.1	26.5	25.7	26.2
45	28.3	28.3	29.1	27.7	27.8
46	29.5	29.5	30.1	28.7	28.4
47	31.6	31.6	32.3	30.6	30.3
48	39.8	40.0	40.5	38.6	38.6
49	48.5	48.3	49.7	47.5	46.7
50	49.5	49.1	51.1	48.6	47.2
51	53.0	52.7	54.6	51.8	50.0
52	56.1	55.6	57.5	55.9	54.0
53	60.3	59.8	61.3	61.2	59.6
54	65.9	65.1	66.8	67.0	65.3
55	72.5	71.2	73.8	74.5	72.0
56	73.8	72.8	75.0	75.3	72.4
57	74.5	73.7	75.6	75.8	72.5
58	74.2	73.6	75.2	75.5	72.2
59	75.3	74.6	76.4	76.2	73.0
60	74.1	73.9	75.4	73.0	69.6
61	74.4	74.2	75.6	73.8	69.9
62	76.1	76.0	76.6	75.2	71.3
63	78.0	78.2	78.7	77.0	72.8
平成 1	82.1	82.3	82.7	80.5	76.2
2	85.3	85.6	86.0	83.4	79.0
3	87.5	87.8	88.3	85.5	81.5
4	88.2	88.5	89.2	86.6	82.7

(令和2年度＝100)

年 度					海 岸
	治水総合	河 川	河川総合 開 発	砂 防	
平成5	88.1	88.3	89.3	86.7	82.9
6	88.2	88.4	89.2	86.8	84.2
7	88.0	88.0	89.2	87.0	84.4
8	87.8	87.7	89.0	86.9	84.3
9	88.3	88.1	89.6	87.6	84.9
10	86.6	86.3	88.1	86.2	83.6
11	85.7	85.4	87.0	85.4	82.5
12	85.8	85.2	87.3	83.8	81.3
13	83.8	83.2	85.2	81.8	79.8
14	82.5	82.0	83.6	80.4	78.9
15	82.5	82.0	83.4	80.7	79.4
16	82.6	82.3	83.5	80.8	80.0
17	83.1	82.7	83.9	81.4	80.8
18	84.0	83.7	84.9	82.2	81.8
19	85.3	85.0	86.0	83.1	83.5
20	87.7	87.5	87.9	85.4	86.1
21	85.1	84.8	85.0	83.6	84.4
22	85.2	84.9	85.4	83.7	84.8
23	86.8	87.1	87.0	85.0	85.8
24	86.5	87.0	86.6	84.9	85.4
25	88.3	88.6	88.6	87.0	87.7
26	91.4	91.6	91.3	90.6	91.4
27	91.8	91.9	91.6	91.7	92.0
28	92.5	92.5	92.4	92.3	92.4
29	94.6	94.6	94.2	94.5	94.7
30	97.8	97.9	97.3	97.6	98.0
令和 元	100.0	100.1	99.7	99.9	100.2
2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3	103.1	103.1	103.9	102.3	102.3
4	107.6	107.5	109.3	107.1	107.6
(暫) 5	111.5	110.9	113.2	112.0	112.4
(暫) 6	117.1	116.4	119.1	117.9	118.2

〈備考〉

1. 国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室 資料等により算出する。
2. 令和 5 年及び令和 6 年度は暫定値。
3. 国土交通省所管土木総合の値は、平成 22 年 2 月改正より本表から除いている。
4. 治水事業費は、工事費、附帯工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、営繕費、用地費及補償費から構成されている。
5. 河川総合開発には、水資源機構分が含まれている。（昭和 35 年度から昭和 37 年度は直轄事業分のみ。）

第 12 表 総合物価指数（水害被害額デフレーター）

（指数：昭和 9 年＝100、倍率：令和 2 年＝1.000）

年	指数	倍率	年	指数	倍率
明治 11	35.9	4,086.6	大正 3	69.7	2,104.9
12	41.5	3,535.2	4	70.6	2,078.0
13	49.5	2,963.8	5	85.3	1,719.9
14	54.7	2,682.1	6	107.4	1,366.0
15	49.9	2,940.1	7	140.7	1,042.7
16	39.0	3,761.8	8	172.3	851.5
17	32.5	4,514.2	9	189.4	774.6
18	34.1	4,302.3	10	146.4	1,002.1
19	31.3	4,687.2	11	143.0	1,025.9
20	32.2	4,556.2	12	145.0	1,011.8
21	32.5	4,514.2	13	150.8	972.9
22	35.4	4,144.4	14	147.3	996.0
23	40.6	3,613.5	昭和 1	130.7	1,122.5
24	38.0	3,860.8	2	124.1	1,182.2
25	39.0	3,761.8	3	124.8	1,175.6
26	36.2	4,052.8	4	121.3	1,209.5
27	38.2	3,840.6	5	91.2	1,608.7
28	41.0	3,578.3	6	77.1	1,902.9
29	44.3	3,311.7	7	85.5	1,715.9
30	49.0	2,994.1	8	98.0	1,497.0
31	51.6	2,843.2	9	100.0	1,467.1
32	51.9	2,826.8	10	101.1	1,450.9
33	55.6	2,638.7	11	105.4	1,392.5
34	53.0	2,768.1	12	127.9	1,146.6
35	53.5	2,742.2	13	135.0	1,087.1
36	56.9	2,578.4	14	153.2	957.6
37	59.9	2,449.2	15	179.8	815.8
38	64.2	2,285.2	16	194.0	756.1
39	66.2	2,216.2	17	248.5	590.4
40	71.4	2,054.8	18	286.6	511.9
41	68.7	2,135.5	19	352.3	416.5
42	65.6	2,236.4	20	—	—
43	66.4	2,209.5	21	4,142	35.424
44	68.9	2,129.3	22	10,464	14.021
大正 1	73.0	2,009.7	23	18,175	8.072
2	73.1	2,007.0	24	21,926	6.691

(指数：昭和9年＝100、倍率：令和2年＝1.000)

年	指数	倍率
昭和 25	22,763	6.445
26	27,315	5.371
27	28,487	5.150
28	30,070	4.879
29	31,202	4.702
30	31,155	4.709
31	32,740	4.481
32	34,757	4.221
33	34,206	4.289
34	35,250	4.162
35	37,264	3.937
36	40,195	3.650
37	41,655	3.522
38	43,495	3.373
39	45,449	3.228
40	48,236	3.083
41	50,759	2.930
42	53,579	2.776
43	56,547	2.630
44	59,219	2.511
45	61,814	2.406
46	65,310	2.277
47	68,965	2.156
48	77,705	1.914
49	93,754	1.586
50	100,587	1.478
51	108,532	1.370
52	115,842	1.284
53	121,245	1.227
54	124,582	1.194
55	127,985	1.162
56	133,637	1.113
57	136,462	1.090
58	139,620	1.065
59	144,108	1.032
60	147,433	1.009
61	149,926	0.992

年	指数	倍率
昭和 62	150,258	0.990
63	151,422	0.982
平成 1	154,912	0.960
2	158,735	0.937
3	163,389	0.910
4	166,049	0.896
5	166,880	0.891
6	167,155	0.890
7	165,965	0.896
8	165,817	0.897
9	165,965	0.896
10	165,668	0.898
11	163,437	0.910
12	161,504	0.921
13	159,868	0.930
14	157,637	0.943
15	154,812	0.961
16	152,878	0.973
17	150,945	0.985
18	149,458	0.995
19	147,971	1.005
20	146,632	1.014
21	146,038	1.018
22	143,212	1.038
23	140,981	1.055
24	139,940	1.063
25	139,643	1.065
26	142,022	1.047
27	144,997	1.026
28	145,889	1.019
29	145,889	1.019
30	145,740	1.020
令和 1	146,781	1.013
2	148,714	1.000
3	148,566	1.001
4	149,607	0.994
5	156,299	0.951
6	161,355	0.922

〈資料〉

1. 明治 11 年～昭和 17 年「日本経済の成長率」（大川一司編）
2. 昭和 18 年～30 年 「経済要覧」（内閣府）
3. 昭和 31 年以降 「国民所得統計年報」、「国民経済計算年報」（内閣府）

〈備考〉

1. 昭和 40 年以降は、新 SNA 方式に基づく係数である。

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課経済係

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2－1－3

TEL 03(5253)8111 内線 35-325